

# 多重債務問題 解決の全県民的 ネットワークを

平成16年自己  
破産調査報告

沖縄県司法書士会

## もくじ

● 発刊にあたり .....	1
● 16年調査報告 .....	6
● 参考資料	
1) 本土消費者金融業者の店舗数 .....	20
2) 主な本土消費者金融業者の店舗形態 .....	21
● 調査報告表 .....	22
● 新聞報道から .....	26

## 発刊にあたり

平成16年12月

沖縄県司法書士会

沖縄県司法書士会が毎年のように県下の自己破産申立者の実態調査を行い、その実情を広く各界にお知らせするパンフレットを作成し続けて今年で10年になります。同パンフレットを司法・行政機関、教育機関、金融機関等に配付するとともに、各種団体等での会員の講演会でも参加者の皆さんに配付して実情をお知らせし、警鐘を鳴らしてきました。あわせて、次のような事業を実施し、県下の多重債務者の激増に対応する法律実務家職能団体としての取り組みを進めてきました。

1. 司法書士会館を拠点に毎週3回の「県民相談センター」による無料相談をはじめ、毎月1回の「暮らしの行政法律相談」、特設の1日合同行政相談、市町村や社会福祉協議会への相談員派遣、常設の離島を中心とした電話による無料相談、「久米島司法書士法律相談センター」の開設（毎月2回）により、広く県民の皆様の相談に応えるとともに、法的手続きをとおして問題解決を図る方策をお知らせしてきました。
2. 高校や専門学校卒業予定者を対象とした若年者への消費者教育を重視し、学校当局のご協力を得て、講演会等を実施してきました。平成15年度は、29校7462名の生徒に対し39回の講演会を行い、26名の会員を講師として派遣しました。また、行政機関や各種団体の講演会等でも会員が講師となって実情を訴えてきました。
3. 裁判所や弁護士会の協力も得て、破産手続きや調停手続きについての会員研修を繰り返し実施し、会員が多重債務問題に関する法律実務手続きに習熟するための事業も実施してきました。
4. 司法書士法の改定により、法務大臣の認定を受けた司法書士（認定司法書士）に簡易裁判所訴訟代理関係業務が認められるようになり、簡易裁判所における特定調停手続き、消費者金融業者との貸金請求事件における被告事件、不当利得返還請求事件、裁判外の和解（任意整理）等で多重債務者の解決を

はかる途が大きく広がりました。当会では県民の期待に応えるべく、定期的・継続的に簡易裁判所訴訟代理関係業務についての会員研修会を実施しております。

## 激増続く沖縄の多重債務者

沖縄県下の多重債務者の激増傾向は、ますますひどくなっているのが現状です。長引く不況で県民生活や中小零細企業の経営が苦境に陥っていることに加え、消費者金融業者等の宣伝広告や営業が格段に広がっていることが背景にあると思われます。以下に多重債務問題に関する最近の沖縄県内の統計資料を紹介いたします。

- ① 平成15年の自己破産申立件数（会社関係を除く）は、過去最高の2,425件でした。本年の平成16年の上半期は1,001件であり、昨年の平成15年上半期の1,163件よりは減少しましたが、本年も年間2,000件に達するものと思われます。
- ② 平成15年の特定調停申立件数は、23,534件であり、平成14年の31,602件よりは減少しましたが、実数では相変わらず全国の上位にあります。
- ③ 平成15年の支払督促事件は、1万件を超えていました。
- ④ 当会の県民法律相談センターの相談でも、多重債務問題が相談件数のトップです。市町村や社会福祉協議会等の各種相談窓口の相談でも「クレジット・サラ金問題」が増え続けていると報告されています。

なお、上記で紹介した統計資料のうち、本年の上半期の自己破産申立件数と平成15年の特定調停申立件数は、それぞれ前年の件数より減少しており、件数だけを比べると多重債務者が減少しているように見えます。しかし、これは法務大臣の認定を受けた司法書士（認定司法書士）に簡易裁判所訴訟代理関係業務が認められるようになったことの影響によるものと考えられます。いままで司法書士は、自己破産申立書の作成および特定調停申立書の作成等の裁判所に提出する書類作成に関与していたのであるが、司法書士法の改定により裁判外の和解についての代理業務も行うことができるようになった結果、司法書士

による債権調査が可能になり、大幅に債務額が減少したことにより破産を回避して裁判外の和解（任意和解）をおこなったり、或いは、今まで特定調停申立をしていたようなケースにおいても、債権調査により債権債務額を確定し、裁判外の和解（任意和解）により処理している事例が多数存在しているためであると考えられます。

### 本年の破産申立調査と関連問題

本年も、1月1日から6月30日までの新規破産申立者についての調査を行いました。この間の県下の新規破産申立件数は1,001件（会社関係を除く）になっており、当会の調査はこのうち282件で、全体の約28%の申立者の調査になっています。

沖縄本島中南部の会員からの調査が主ですので、必ずしも全県下の傾向を反映できていない面もあるかと思います。しかし、債務者と面談して破産宣告申立書を起案した当会会員からの調査結果は、かなりの正確性を持つものと確信します。

調査結果の数値とコメントは、「調査報告」（6ページ以降）に譲りますが、いくつかの関連する問題について指摘しておきます。

#### （1）自己破産申立件数は昨年同様2,000件台に！

本年は、昨年より自己破産申立件数が減っていますが、今年も年間申立件数が2,000件を超えると推計されます。

#### 前半期破産申立件数（1月から6月まで）

	H16年	H15年	H14年	H13年	H12年
那覇地裁	508件	619件	406件	312件	439件
沖縄支部	343件	359件	328件	273件	273件
名護支部	105件	119件	116件	72件	63件
平良支部	30件	32件	11件	9件	4件
石垣支部	15件	34件	28件	24件	14件
合 計	1001件	1163件	889件	690件	793件

(2) 特定調停申立事件について、各簡易裁判所ごとの件数を紹介します。

### 特定調停申立事件数

	平成15年	平成14年	平成13年	平成12年
那覇簡裁	13132件	18940件	12213件	6463件
沖縄簡裁	7221件	10022件	5417件	3192件
名護簡裁	2359件	1843件	873件	651件
平良簡裁	403件	479件	180件	118件
石垣簡裁	419件	318件	34件	0件
合 計	23534件	31602件	18717件	10424件

ただし、平成12年については2月から12月までの件数である。

(3) ヤミ金業者の横行は重大な問題となっています。

破産調査には現れてないのですが、平成12年暮頃から、県内でもヤミ金融業者による違法営業が激増し、深刻な問題となっています。ほとんどが東京の業者ですが、去年半ば頃から県内業者も出てきています。出資法違反営業に対する告発も会員有志により行われています。

(4) 不当利得返還請求訴訟が急増しています。

各マスコミでも大きく報じられましたが、不当利得返還請求訴訟が当会会員により多数提起されるようになっています。取り戻した過払金を債務の残る業者への返済に充て、借金問題を解決できる方々もでてきています。

### 県司法書士会の事業として

当会は、本年度の重点事業の一つに「市民への法的サービス」を掲げ、会員の破産、調停、個人再生、不当利得返還請求訴訟、資金被告事件等の実務の拡大と充実に努めます。

同時に、司法書士会館を拠点として、次のとおり多重債務者問題の解決をめざした諸事業を実施します。

1. 司法書士県民法律相談センターを拡充し、市町村や社会福祉協議会への相談員派遣を引き続き推進します。会への相談員派遣要請も増えています。

現在、司法書士会館において、県民法律相談センターの相談事業を週3回実施しています。久米島での司法書士県民法律相談センターも毎月2回実施しています。引き続き、各市町村等の要請に応え、各種相談窓口への相談員（会員）の派遣を推進します。

2. 高校卒業予定者等を対象とした講演会の実施を県下全ての高校に呼びかけます。特に若年者のなかで多重債務問題が深刻化し、集団詐欺事件も起こっているだけに、全ての高校からの講師派遣要請を期待します。

## 調査報告

### 平成16年 沖縄の自己破産

=平成16年前半期における

新規自己破産申立者の調査報告コメント=

平成16年12月

沖縄県司法書士会

#### 調査方法等

- ① 本年1月1日から6月30日までに県会会員が取り扱った自己破産申立件数（合計282件）を対象にした調査結果です。
- ② 同件数は、6月末現在の県下の地方裁判所（支部含）新規受付破産申立者（会社関係を除く）1001件の約28%にあたります。
- ③ 本島中南部及び宮古・八重山の調査が主で、本島北部の調査は不十分になっています。
- ④ 会員に対して、本年の破産申立者について、事情聴取や申立書記載事項から債務者一人一人についてのアンケート方式で回答を求めました。

#### 報告方法

- ① 調査結果のコメントをおこない、その裏付けとなる調査数値等は、末尾にまとめて数値または図表として掲載しました。
- ② コメントでは、平成6年からの調査結果も紹介し、各調査項目の推移を比較検討できるようにしました。

## 調査結果の特徴

### 1. 年齢別（表1）

- ① 当会が調査を開始してから引き続き、破産申立者は全ての世代に渡っていて、30～50代の社会の中堅層が全体の69%になっています。
- ※ 30代と40代で全体の53%になっています。
- ② 年齢別の割合は、去年とほぼ同じ割合になっています。
- ③ なお、平成6年調査からの年齢別推移は下記のとおりです。

	20代	30代	40代	50代
平成6年	15%	16%	28%	22%
平成7年	14%	28%	25%	15%
平成8年	17%	25%	27%	21%
平成9年	19%	31%	21%	17%
平成10年	20%	28%	26%	14%
平成11年	20%	27%	25%	16%
平成12年	12%	30%	24%	20%
平成13年	15%	31%	24%	16%
平成14年	20%	24%	28%	15%
平成15年	20%	29%	25%	14%
平成16年	19%	29%	24%	16%

### 2. 男女別（表2、表3、表3-2）

- ① 例年どおり女性が圧倒的に多いが、去年より若干男性が増加している。
- ※ 業者の営業が女性をターゲットにしている事が指摘でき、主な借金目的が生活費を補うことの反映ともいえます。
- ※ 20代の男女では、女性の割合が男性より、4ポイントも多くなっています。

② なお、平成 6 年調査からの男女別推移は下記のとおりです。

	男 性	女 性
平成 6 年	3 0 %	7 0 %
平成 7 年	3 4 %	6 6 %
平成 8 年	2 4 %	7 6 %
平成 9 年	3 0 %	7 0 %
平成 10 年	3 7 %	6 3 %
平成 11 年	3 6 %	6 4 %
平成 12 年	3 6 %	6 4 %
平成 13 年	3 6 %	6 4 %
平成 14 年	3 1 %	6 9 %
平成 15 年	3 6 %	6 4 %
平成 16 年	3 9 %	6 1 %

### 3. 地域別（表 4）

① 破産者が全県各地に広がっていることが分かります。

※ 業者の営業店舗の展開、テレホンキャッシング等の影響が大きい

② 地域における司法書士会会員の業務受託との関係では偏りも指摘できま  
すので、平成 15 年までの那覇地方裁判所（支部）の新規破産受付件数を  
下記に示しておきます。

参考 各年の自己破産件数の推移＝那覇地裁発表・司法統計から					
	15年	前年比	14年	13年	12年
那覇地裁本庁	1,275 件	126%	1,009 件	732 件	904 件
沖縄支部	778 件	107%	722 件	554 件	578 件
名護支部	237 件	106%	223 件	165 件	151 件
平良支部	66 件	220%	30 件	19 件	11 件
石垣支部	69 件	84%	82 件	48 件	45 件
合 計	2,425 件	117%	2,066 件	1,518 件	1,689 件

#### 4. 破産申立前後の職業（表6）

- ① 破産前（申立前6か月）の職業では、ほとんど全ての職種に及んでいることが分かります。勤労者が引き続き多数です。公務員も1名います。
- ② 自営業者は、最近の3年間は、横ばい状態が続いています。（下表参照）
- ③ 無職・主婦層、パート・アルバイト、契約社員・その他などの収入が不安定と思われる層での破産が顕著です。「無職・主婦層」、「パート・アルバイト」、「契約社員・その他」合わせると全体の7.4%にもなります。長引く不況の中で生活苦が拡大していること、業者の営業が利用者の返済能力を軽視した過剰融資傾向が強いことを示しています。
- ④ 破産申立時の職業では、会社員や自営業者が減少し、無職者が圧倒的に増えています。高利の返済と厳しい取り立てに追われ、職場を失ったり、あるいは自営業を閉めざるを得ない状態に陥って破産手続きを求めていることが分かります。

#### 参考：破産前の職業（最近の6年間）

（下表のほか職業不明がH14に6名、H15に13名、H16に5名あり）

破産前 調査年	会社員	公務員	自営業	パート・ アルバイト	スナック 勤務等	無職・ 主婦	契約社員 ・その他
H11年	179名 (49%)	2名 (1%)	40名 (11%)	23名 (6%)	24名 (7%)	73名 (20%)	22名 (6%)
H12年	120名 (35%)	1名 (0.3%)	51名 (15%)	65名 (19%)	7名 (2%)	94名 (27%)	10名 (3%)
H13年	91名 (33%)	0名 (0%)	34名 (12%)	42名 (15%)	9名 (3%)	89名 (32%)	14名 (5%)
H14年	84名 (28%)	3名 (1%)	25名 (8%)	79名 (26%)	28名 (9%)	54名 (18%)	23名 (8%)
H15年	36名 (11%)	1名 (0.3%)	24名 (7%)	32名 (10%)	11名 (3%)	83名 (26%)	126名 (39%)
H16年	36名 (13%)	1名 (0.4%)	22名 (8%)	60名 (21%)	10名 (4%)	80名 (28%)	68名 (24%)

## 5. 破産時の職業・収入・公的扶助・家族状況等（表5～表8）

① 破産時の職業では、「無職・主婦」層が激増し、社会的経済的な弱者に借金苦が広がっていることが分かります。

② 主な特徴は次のとおりです。

イ 破産時の平均収入は、月15万円以下が85%を占め、低所得層での破産が多いことを示しています。（表5）

参考：破産時の平均収入が月15万円以下の占める割合

平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
89%	87%	89%	87%	85%

ロ 生活保護世帯14名（5%）（表6附属）

参考：生活保護世帯の占める割合

平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
4%	8%	6%	4%	5%

ハ 単身家庭（17%）と母子（父子）家庭（23%）が多いことが分かれています。（表7）

参考：単身家庭の占める割合

平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
18%	21%	15%	13%	17%

参考：母子(父子)家庭の占める割合

平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
18%	16%	21%	19%	23%

二 住居は、賃貸住宅居住者が全体の79%です。（表8）

参考：賃貸住宅居住者の占める割合

平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
80%	79%	75%	71%	79%

ホ 本人や家族が病気をかかえている債務者が30%もあり、本人や家族の病気が借金のきっかけや増加につながっています。(表6附属)

参考：病人世帯の占める割合

	H12年	H13年	H14年	H15年	H16年
本人	86人(25%)	77人(28%)	62人(21%)	75人(23%)	45人(16%)
家族	65人(19%)	38人(14%)	53人(18%)	58人(17%)	39人(14%)
合計	151人 44%	115人 41%	115人 38%	133人 40%	84人 30%

ヘ 債務者個人だけでなく、家庭生活が破綻していることを示す指標としての「家族の破産・調停」も17%に及んでいます。(表9)

参考：「家族の破産・調停」の占める割合

平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
33%	23%	27%	21%	17%

6. どこから、いくらを借りているか。(表10～表13)

① 平均借入件数は約10社です。(表10)

「10社まで」の借入で破産するケースが約75%です。

参考：10社までの借入で破産する割合

平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
68%	70%	65%	72%	75%

② 借入先のトップはサラ金（消費者金融業者）です。(表11)

破産者の約97%が利用しています。サラ金の平均利用件数は5社で、平均借入額は245万円です。平均金利が29%と仮定しても、利息だけでも月約6万円の支払いになります。破産申立者のうち、20代だけの調査では、サラ金利用者は100%になっています。(表22)

③ クレジット利用者が46%になっています。クレジットカードのショッピング枠利用というより、キャッシング枠利用（借入金）がほとんどです。

④ 日掛業者利用者が約20%になっています。自営業者が少ないので20%となっているのは保証人等の問題の深刻さを示しています。

参考：借入先

	H12年	H13年	H14年	H15年	H16年
銀行系	41%	52%	49%	47%	48%
サラ金	96%	97%	95%	95%	97%
クレジット	41%	40%	55%	48%	46%
日掛	16%	9%	20%	14%	20%
個人	21%	23%	23%	24%	21%
その他	17%	23%	32%	19%	27%

⑤ 破産者の平均負債額は716万円です。400万円以下の負債で破産に至る方が59%です。(表13)

参考：負債総額別の破産者の割合

	H12年	H13年	H14年	H15年	H16年
0~100万	0.3%	1%	1%	1%	1%
~200万	13%	10%	6%	7%	11%
~300万	28%	28%	25%	22%	29%
~400万	19%	19%	22%	22%	19%
~500万	10%	8%	12%	12%	13%
~800万	10%	12%	15%	18%	12%
~1000万	2%	3%	4%	3%	1%
~2000万	6%	9%	7%	7%	7%
2000万超	12%	10%	7%	9%	8%

⑥ 破産時の平均債権者数と平均債務総額の推移は次表のとおりです。

参考：破産時の平均債権者数と平均債務総額

平成 7 年調査	平均 12 社から	平均 718 万円の債務
平成 8 年調査	平均 14 社から	平均 730 万円の債務
平成 9 年調査	平均 12 社から	平均 787 万円の債務
平成 10 年調査	平均 12 社から	平均 702 万円の債務
平成 11 年調査	平均 10 社から	平均 741 万円の債務
平成 12 年調査	平均 10 社から	平均 1020 万円の債務
平成 13 年調査	平均 9 社から	平均 929 万円の債務
平成 14 年調査	平均 10 社から	平均 764 万円の債務
平成 15 年調査	平均 10 社から	平均 774 万円の債務
平成 16 年調査	平均 10 社から	平均 716 万円の債務

#### 7. 借金の目的（表 14）

- ① 借金の目的は、生活を補うためが主であり、複数回答で引き続き 91 % で大きな割合を占めています。
- ② 借入の目的が借金返済のためとした回答が 86 % ありました。
- ③ 事業資金も 17 % に及んでいます。破産前の自営業者は約 8 % ですから、家族や親戚縁者が事業資金等の借り入れを手伝っていることを示します。
- ④ 保証人や名義貸しも、28 % に及んでいて重要な問題です。
- ⑤ 遊興費は 1 % です。借金の目的が遊興費の場合は特定調停を活用しているケースが多いと思われます。
- ⑥ 住宅ローン関連の破産は約 8 % でした。各年度の実数は下記のとおりです。また、サラ金業者の不動産担保貸付が増えていて、競売や任意売却を余儀なくされるケースも目につきます。

参考：住宅ローン関連の破産者

平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年
34 名	38 名	15 名	29 名	23 名

⑦ 借金の目的調査についての推移は下記のとおり（複数回答）

	生活費	保証人等	事業費	遊興費	住宅ローン
平成 6 年	47%	18%	32%	10%	—
平成 7 年	71%	25%	28%	9%	—
平成 8 年	81%	49%	22%	15%	—
平成 9 年	86%	38%	28%	3%	7%
平成 10 年	82%	22%	26%	3%	6%
平成 11 年	93%	26%	15%	4%	7%
平成 12 年	92%	21%	24%	2%	10%
平成 13 年	91%	24%	19%	3%	14%
平成 14 年	91%	25%	19%	1%	5%
平成 15 年	98%	19%	15%	3%	10%
平成 16 年	91%	28%	17%	1%	8%

8. 借金の期間（表 16）

① 借金の期間は、「5年以上」が74%でした。最初の借り入れから破産申立までの期間が、長くなっていることを示しています。約34%が10年以上の期間、借金に追われ続けてきたことが分かります。

② 借りてから3年以内の破産者は7%でした。

参考：借入期間の割合

	3年以内	~5年	~7年	~10年	~15年	15年超
H10年	19%	14%	21%	24%	13%	8%
H11年	11%	19%	14%	24%	20%	10%
H12年	3%	13%	20%	19%	27%	16%
H13年	15%	15%	14%	18%	24%	13%
H14年	10%	16%	15%	17%	23%	16%
H15年	10%	17%	17%	22%	21%	11%
H16年	7%	17%	18%	22%	20%	14%

③ 平均借入件数、平均借入額、無職・主婦・パート層の増加などを考えあわせて考えると、生活困窮者（返済資力不足者）に安易に貸し付ける傾向が強まっていると考えられます。資金需要者の返済能力を超える業者の過剰融資が大きな問題として指摘されます。

#### 9. 取立状況と生活の変化（表17、表18）

金融業者の厳しい取立てにより、職場を迫られて失業したり、離婚等で家庭生活が崩壊しています。

- ① 自宅への取立てが87%もあり家庭生活を脅かし、離婚の原因ともなっていると思われます。職場への取立ても21%あります。家族への取立てが12%あり、違法取立てが後を絶ちません。保証人でもない家族への取立ては禁止されています。
- ② 取立てが原因となり、離婚したり別居した家族が31人（約11%）にもなっており、家庭生活が根底から破壊されていることが分かります。
- ③ ガイドラインを無視した取立てにより、追い詰められて精神を害する者も少なくないことを指摘しておきます。精神に疾患をもつ者への貸付けが目立つとともに、自宅や職場への執拗な電話督促で、さらに精神的に追い詰められている債務者が少なくありません。
- ④ 破産手続中の裁判は、破産手続の迅速化もあってここ数年は減少傾向のまま推移していましたが、再び増加しています。公正証書などによる強制執行を受けている者も3%もいます。

参考：取立て状況（複数回答）

	H12年	H13年	H14年	H15年	H16年
自宅	97%	93%	95%	87%	87%
職場	40%	28%	25%	15%	21%
家族	18%	42%	35%	20%	12%
違法取立て	7%	3%	1%	2%	3%
裁判	7%	7%	7%	3%	1.7%
強制執行	3%	4%	1%	1%	3%

参考：生活への変化（複数回答）

	H12年	H13年	H14年	H15年	H16年
離婚	30人	28人	22人	26人	22人
別居	4人	9人	8人	8人	9人
退職	11人	17人	15人	8人	9人
出稼ぎ	0人	6人	4人	2人	5人
	348人中	279人中	302人中	326人中	282人中

10. 20歳代の破産申立者の特徴（表20～表25及び表1～表2）

- ① 新規破産申立者の約19%が20代の若年者になっています。（表1）業者のテレビ等の公告が若年者を対象にしていることも問題であり、若年者への消費者教育を徹底することが緊急の課題であることを示しています。

参考：20歳代の占める割合

	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
20歳代	42人(15%)	61人(20%)	66人(20%)	53人(19%)
破産申立者	279人中	302人中	326人中	282人中

- ② 20歳代の女性の割合が、全破産申立者の女性が占める割合よりも高くなっています（表20、表2）。若い女性の消費者教育が重視されます。

参考：20歳代の男女比

	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
男性	13人(31%)	16人(26%)	19人(29%)	18人(34%)
女性	29人(69%)	45人(74%)	47人(71%)	35人(66%)
20歳代	42人中	61人中	66人中	53人中

参考：全破産申立者の男女比

	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
男性	101人(36%)	95人(31%)	117人(36%)	110人(39%)
女性	178人(64%)	207人(69%)	208人(64%)	172人(61%)
破産申立者	279人中	302人中	326人中	282人中

③ 借入件数は、大方の者が 6 件から 10 件です。年齢にしては多くなっています。(表 2 1)

参考：20歳代の借入件数

	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年
1 ~ 5 件	12 人(29%)	7 人(12%)	17 人(26%)	7 人(13%)
6 ~ 10 件	21 人(50%)	45 人(74%)	43 人(65%)	38 人(72%)
11 ~ 15 件	9 人(21%)	5 人(8%)	5 人(8%)	7 人(13%)
16 件以上	0 人(0%)	4 人(7%)	1 人(2%)	1 人(2%)
合 計	42 人	61 人	66 人	53 人
総借入件数	332 件	543 件	492 件	416 件
平均借入件数	7.9 件	8.9 件	7.5 件	7.8 件

④ 借入先は、1位がサラ金利用で 100%、2位がクレジット利用で 49% となっており(表 2 2)、両者の割合が例年どおり高い利用割合になっています。

参考：20歳代の借入先(複数回答)

	H 13 年	H 14 年	H 15 年	H 16 年
銀行系	13 人(31%)	17 人(28%)	15 人(23%)	17 人(32%)
サラ金	42 人(100%)	58 人(95%)	61 人(92%)	53 人(100%)
クレジット	18 人(43%)	39 人(64%)	31 人(47%)	26 人(49%)
日掛	2 人(5%)	9 人(15%)	7 人(11%)	7 人(13%)
個人	8 人(19%)	5 人(8%)	9 人(14%)	7 人(13%)
その他	15 人(36%)	21 人(34%)	12 人(18%)	11 人(21%)
20歳代	42 人中	61 人中	66 人中	53 人中

⑤ 負債総額は、収入とも関連し、過半数が300万円までの借金です。(表23)

参考：20歳代の負債総額

	H13年	H14年	H15年	H16年
0～100万	2人(5%)	0人(0%)	0人(0%)	0人(0%)
～200万	8人(19%)	7人(12%)	7人(11%)	11人(21%)
～300万	15人(36%)	26人(43%)	27人(41%)	21人(40%)
～400万	7人(17%)	20人(33%)	17人(26%)	9人(17%)
～500万	1人(2%)	3人(5%)	8人(12%)	8人(15%)
～800万	5人(12%)	3人(5%)	4人(6%)	1人(2%)
～1000万	2人(5%)	1人(2%)	1人(2%)	1人(2%)
～2000万	1人(2%)	1人(2%)	1人(2%)	1人(2%)
2000万超	1人(2%)	0人(0%)	1人(2%)	1人(2%)
20歳代	42人中	61人中	66人中	53人中

⑥ 借入期間は、5年以上が53%もいます。10代からサラ金業者等を利用している者が少なくないことを窺わせています。(表24)

参考：20歳代の借入期間

	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
3年以下	13人(31%)	10人(16%)	11人(17%)	7人(13%)
～5年	14人(33%)	18人(30%)	24人(36%)	17人(32%)
～7年	7人(17%)	14人(23%)	16人(24%)	15人(28%)
～10年	7人(17%)	14人(23%)	13人(20%)	12人(23%)
10年超	1人(2%)	3人(5%)	0人(0%)	1人(2%)
不明	0人(0%)	2人(3%)	2人(3%)	1人(2%)
20歳代	42人中	61人中	66人中	53人中

⑦ 借金の理由については、生活費や借金返済、保証人・名義貸しが主な理由になっています。(表25)

若年者に対する、保証、名義貸しに関する教育の重要性が指摘できます。

参考：20歳代の借金の理由（複数回答）

	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
生活費	37人(88%)	54人(89%)	60人(91%)	48人(91%)
事業資金	4人(10%)	3人(5%)	2人(3%)	2人(4%)
遊興費	3人(7%)	2人(3%)	2人(3%)	0人(0%)
消費財の購入	14人(33%)	13人(21%)	11人(17%)	15人(28%)
保証人・名義貸	14人(33%)	13人(21%)	18人(27%)	17人(32%)
借金返済	38人(91%)	56人(92%)	51人(77%)	48人(91%)
住宅ローン	6人(14%)	0人(0%)	2人(3%)	1人(2%)
その他	0人(0%)	1人(2%)	0人(0%)	0人(0%)
20歳代	42人中	61人中	66人中	58人中

## 参考資料

### 本土消費者金融業者の店舗数

県内（離島含む）の主な本土消費者金融業者の店舗数の推移

（無人契約店・無人契約コーナー含む）

会社名	H10 1月	H11 5月	H12 5月	H13 5月	H14 5月	H15 9月	H16 12月
武富士	11店舗	19	21	22	22	23	24
アコム	18店舗	22	23	23	23	22	22
プロミス	20店舗	22	23	24	23	23	24
アイフル	10店舗	13	14	17	17	17	17
三洋信販	14店舗	14	22	23	24	24	24
GE・コンシュー -マ-ファイナンス	10店舗	14	16	17	17	17	17
合計	83店舗	104	119	126	126	126	128

※平成16年12月現在の上記以外の本土消費者金融業者の店舗数

C F J 12店舗、三和ファイナンス 6店舗、日本プラム 3店舗、アエル 6店舗、シンキ 3店舗、エイジーファイナンス 2店舗、クレディア 1店舗、ぶらっと 1店舗、エル・アンド・エム・ワールド 1店舗、キンダイ 1店舗

※ 調査方法 各社ホームページ・電話帳・新聞公告等

参考資料

主な本土消費者金融業者の店舗形態

(平成16年12月現在)

会社名	窓口契約店舗	無人契約機店舗	合計
武富士	9	15	24店舗
アコム	3	19	22店舗
プロミス	12	12	24店舗
アイフル	13	4	17店舗
三洋信販	9	15	24店舗
GE・コンシューマ・ファイナンス	3	14	17店舗
C F J	10	2	12店舗
三和ファイナンス	2	4	6店舗
日本プラム	3	0	3店舗
アエル	4	2	6店舗
シンキ	0	3	3店舗
エイジ・ファイナンス	2	0	2店舗
クレディア	1	0	1店舗
ぶらっと	1	0	1店舗
エル・アンド・エム・ワールド	1	0	1店舗
キンダイ	1	0	1店舗
合計	74店舗	90店舗	164店舗

## ☆調査結果表

表1 年代別割合

20代	53
30代	78
40代	69
50代	46
60代	29
70代	7
総数	282

表1 年代別割合

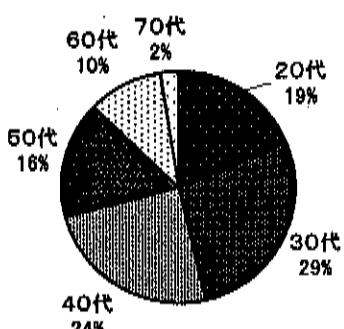


表2 性別割合

男性	110
女性	172
総数	282

表2 性別割合

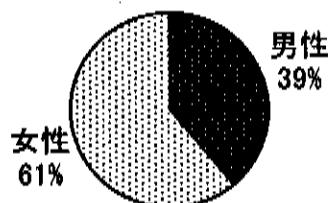


表3 年代別(男性)

20代	18
30代	31
40代	29
50代	22
60代	7
70代	3
総数	110

表3 年代別(男性)

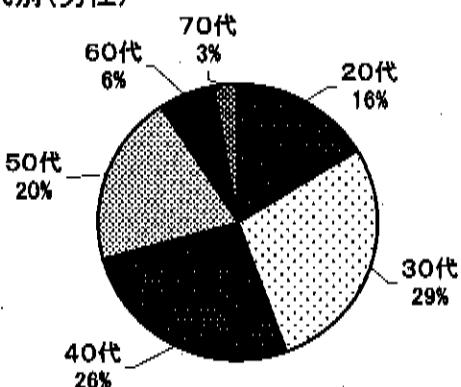


表3-2 年代別(女性)

20代	35
30代	47
40代	40
50代	24
60代	22
70代	4
総数	172

表3-2 年代別(女性)

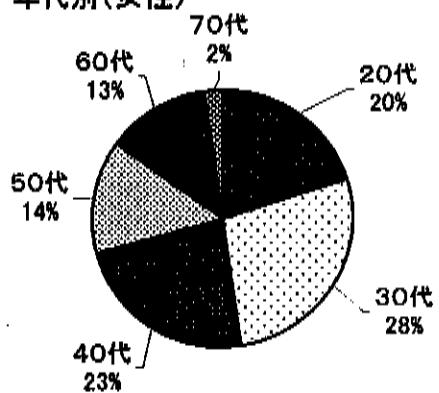


表4 地域別

那覇市	108	38.3%
沖縄市	34	12.1%
宜野湾市	25	8.9%
浦添市	13	4.6%
糸満市	10	3.5%
具志川市	9	3.2%
豊見城市	9	3.2%
南風原町	8	2.8%
与那原町	8	2.8%
石川市	6	2.1%
北谷町	6	2.1%
北中城村	6	2.1%
西原町	5	1.8%
読谷村	5	1.8%
平良市	4	1.4%
東風平町	4	1.4%
佐敷町	4	1.4%
勝連町	4	1.4%
名護市	2	0.7%
金武町	2	0.7%
久米島町	2	0.7%
中城村	2	0.7%
嘉手納町	1	0.4%
与那城町	1	0.4%
城辺町	1	0.4%
玉城村	1	0.4%
恩納村	1	0.4%
不明	1	0.4%
総数	282	

表5 破産時の収入

0円	73
1~5万円	29
~10万円	83
~15万円	56
~20万円	28
21万円~	13
総数	282

月平均収入

本人	8.2
本人・家族含む	19.3

表5 破産時の収入

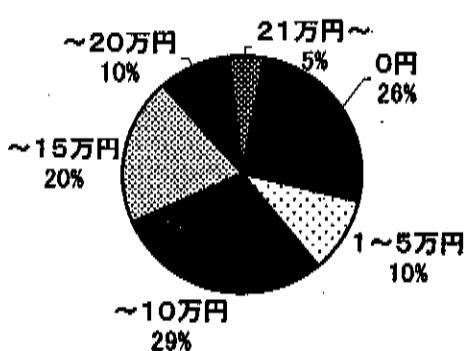


表6 破産前後の職業

	破産前	破産時
会社員(事務・営業・他)	36	12.8%
公務員	1	0.4%
自営業	22	7.8%
パート・バイト	60	21.3%
水商売勤務	10	3.5%
無職・主婦	80	28.4%
契約社員・その他	68	24.1%
不明	5	1.8%
総数	282	

公的扶助

生活保護	14
児童扶養手当	37

病人世帯

本人病気	45
家族病気	39

表7 家族状況

単身者	48
一般	163
母子(父子)家庭	64
不明	7
総数	282

表7 家族状況

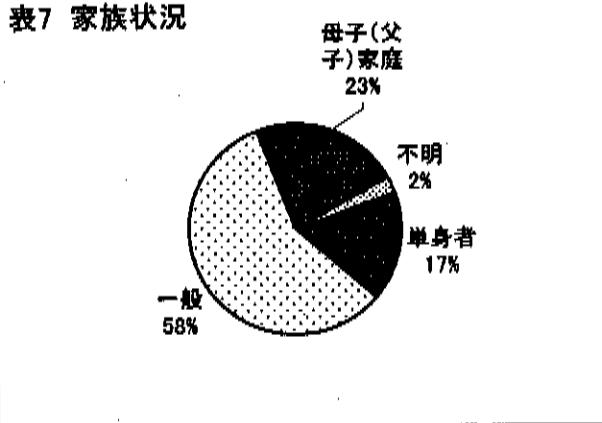


表8 住居

持家	57
賃貸	222
不明	3
総数	282

表9 家族の破産・調停

有	49
無	227
不明	6
総数	282

表9 家族の破産・調停

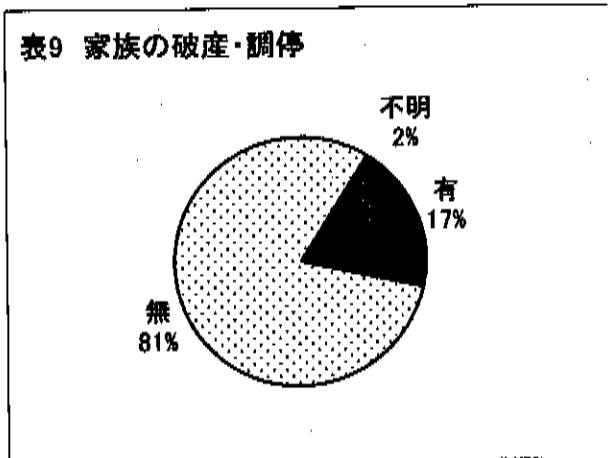


表10 借入件数

1~5件	51	18.1%
6~10件	161	57.1%
11~15件	46	16.3%
16~20件	9	3.2%
21~25件	6	2.1%
26件~	9	3.2%
総数	282	

平均借入件数

$$2689(\text{総借入件数}) / 282(\text{総人数}) = 9.54\text{件}$$

表10 借入件数

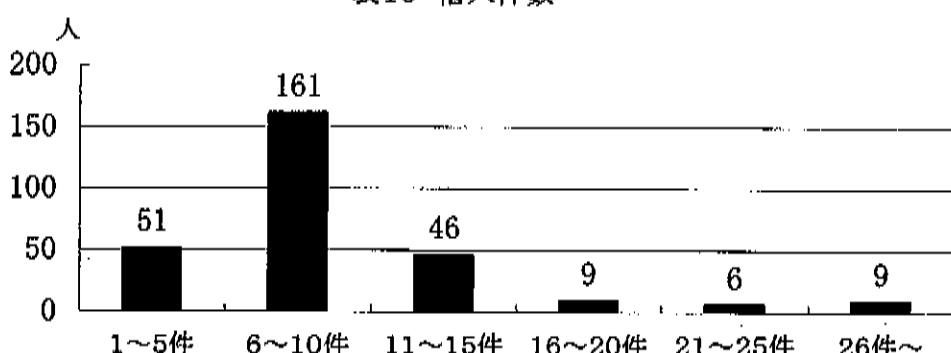
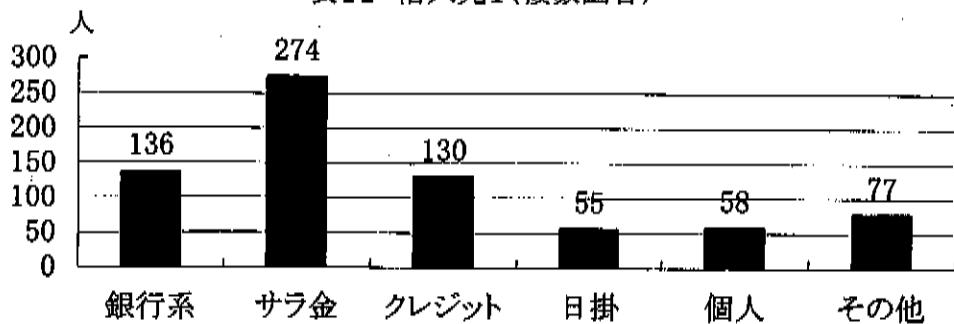


表11 借入先1(複数回答)

銀行系	136	48.2%
サラ金	274	97.2%
クレジット	130	46.1%
日掛	55	19.5%
個人	58	20.6%
その他	77	27.3%
人数	282	

表11 借入先1(複数回答)



借入先2 [平均件数]

銀行系	251	1.85 件
サラ金	1,372	5.01 件
クレジット	284	2.18 件
日掛	481	8.75 件
個人	128	2.21 件
その他	148	1.92 件

当該業者総数

業者別利用者人数

[平均借入額]

銀行系	399万
サラ金	245万
クレジット	98万
日掛	174万
個人	281万
その他	515万

業者別借入総額

借入人数(借入先1)

表12 各借入総金額 [万円]

銀行系	54,283
サラ金	67,245
クレジット	12,803
日掛	9,566
個人	16,285
その他	39,642
不明	2,135
総計	201,959

平均負債額(万円)

716.2

表13 負債総額

100万以下	2
~200万	30
~300万	82
~400万	52
~500万	36
~800万	34
~1000万	4
~2000万	19
2000万超過	23
不明	0
総計	282

表13 負債総額

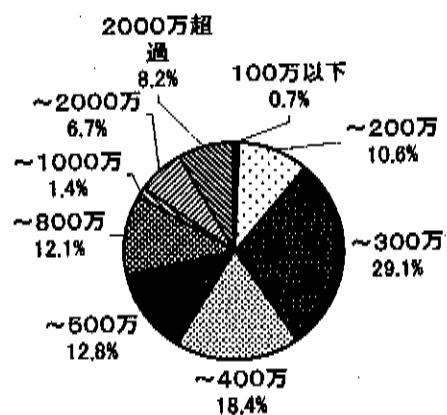


表14 借金の理由(複数回答)

生活費	257	91.1%
事業資金	47	16.7%
遊興費	3	1.1%
消費財の購入	55	19.5%
保証人・名義貸	78	27.7%
借金返済	242	85.8%
住宅ローン	23	8.2%
その他	1	0.4%

表14 借金の理由(複数回答)

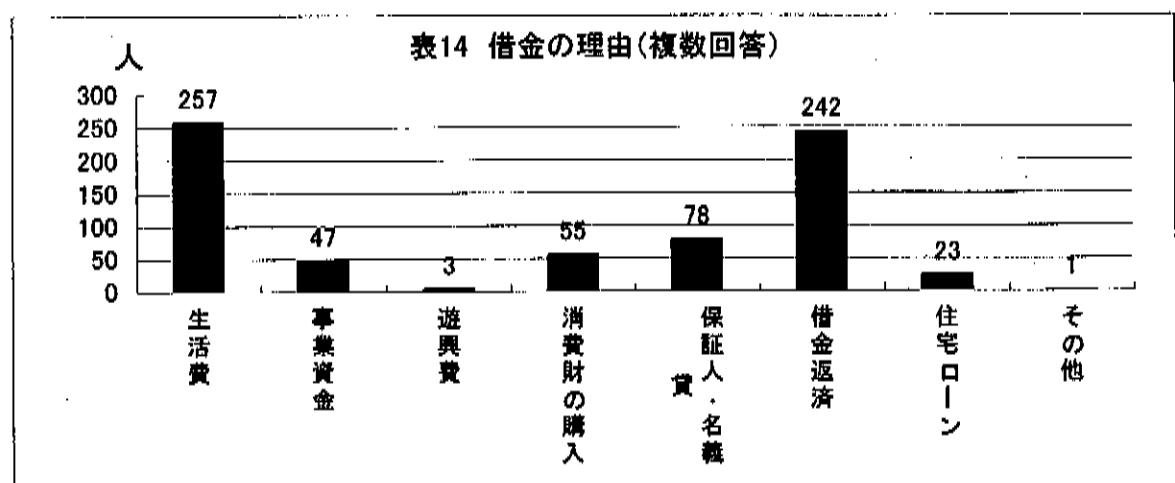


表15 離職の理由

退職	29
倒産	13
解雇	7

表15 離職の理由

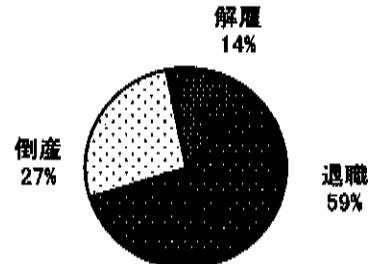


表16 借入期間

3年以下	19
~5年	48
~7年	51
~10年	62
~15年	56
15年超過	40
不明	6
総数	282

表16 借入期間

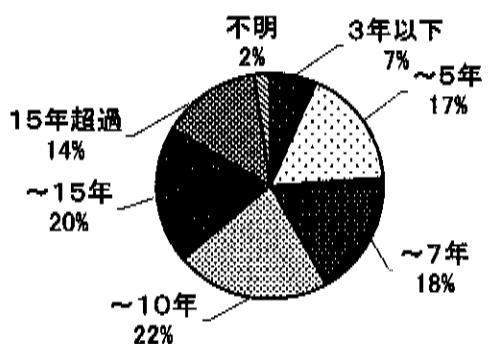


表17 取立状況(複数回答)

自宅	244	86.5%
職場	60	21.3%
家族	34	12.1%
違法取立	9	3.2%
裁判	48	17.0%
強制執行	9	3.2%

表17 取立状況(複数回答)

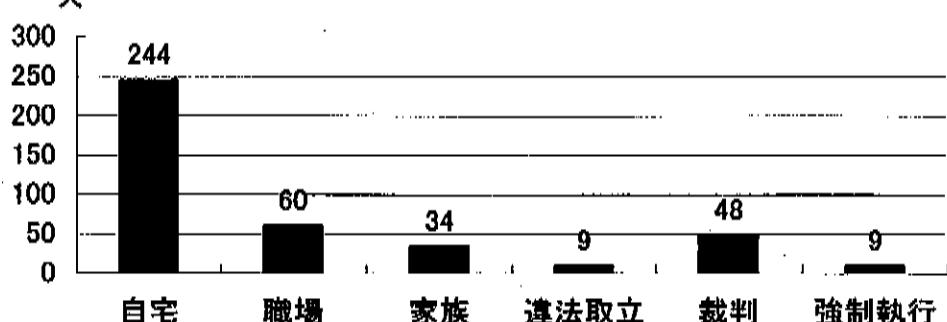


表18 生活への変化(複数回答)

離婚	22
別居	9
退職	9
出稼ぎ	5

表18 生活への変化(複数回答)

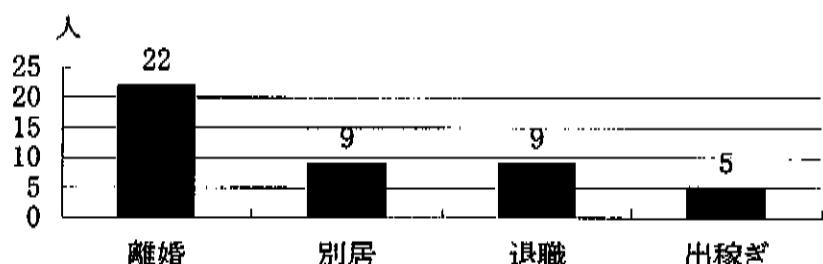
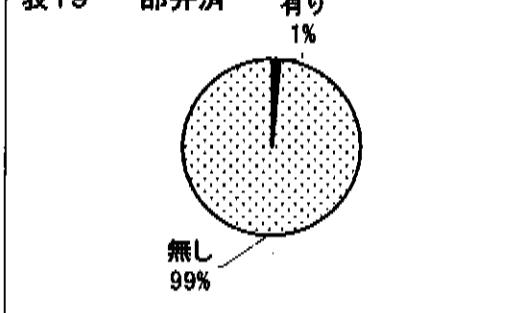


表19 一部弁済

有り	4
無し	278

表19 一部弁済 有り



## ☆20歳代の破産者の特徴

表20 男女比

男性	18	33.96%
女性	35	66.04%
総数	53	

表20 男女比

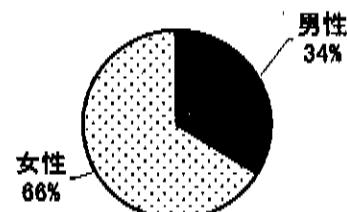


表21 借入件数

1~5件	7	13.2%
6~10件	38	71.7%
11~15件	7	13.2%
16件~	1	1.9%
総数	53	

表21 借入件数

総借入件数	416
平均借入件数	7.8

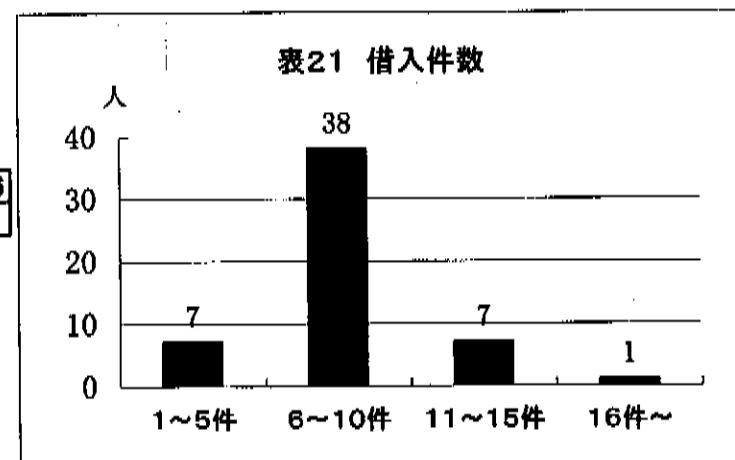


表22 借入先(複数回答)

銀行系	17	32.1%
日掛	7	13.2%
サラ金	53	100.0%
個人	7	13.2%
クレジット	26	49.1%
その他	11	20.8%
人數	53	

表22 借入先(複数回答)

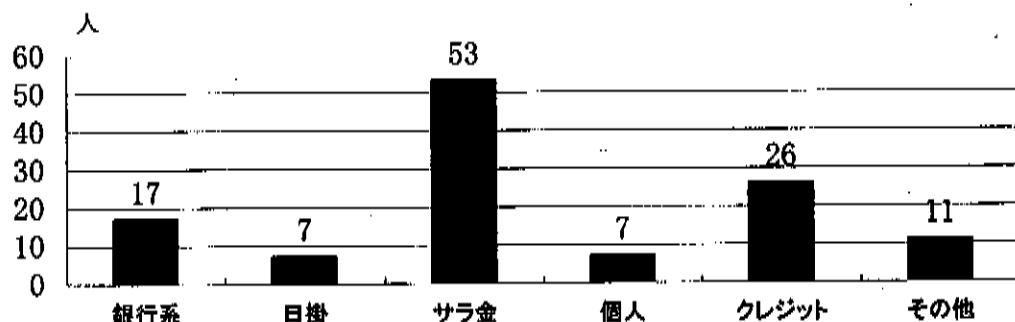


表23 負債総額

100万以下	0	0.0%
~200万	11	20.8%
~300万	21	39.6%
~400万	9	17.0%
~500万	8	15.1%
~800万	1	1.9%
~1000万	1	1.9%
~2000万	1	1.9%
2000万超過	1	1.9%
総数	53	

表24 借金の期間

3年以下	7	13.2%
~5年	17	32.1%
~7年	15	28.3%
~10年	12	22.6%
10年超過	1	1.9%
不明	1	1.9%
総数	53	

表23 負債総額

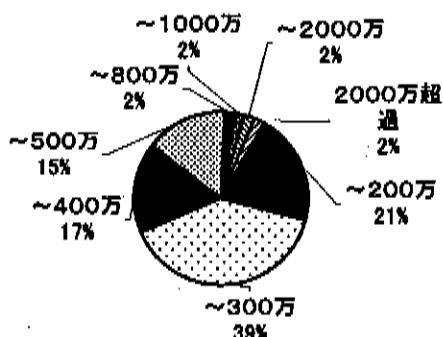


表24 借金の期間

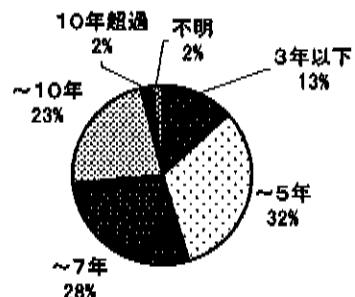
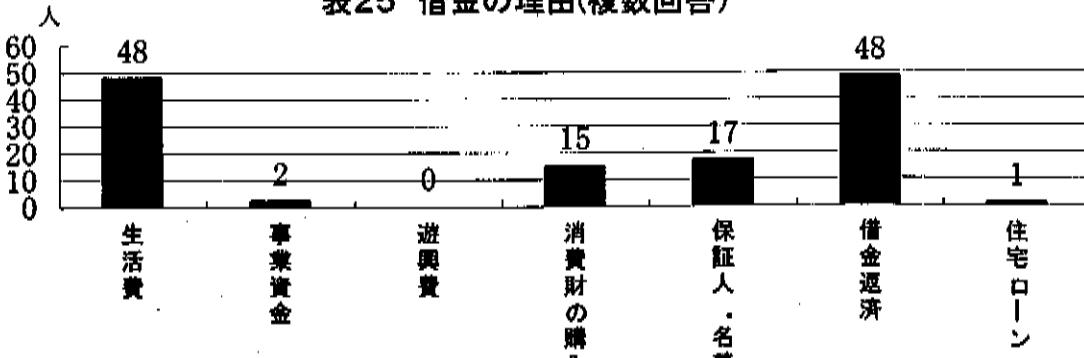


表25 借金の理由(複数回答)

生活費	48	90.6%
事業資金	2	3.8%
遊興費	0	0.0%
消費財の購入	15	28.3%
保証人・名義貸	17	32.1%
借金返済	48	90.6%
住宅ローン	1	1.9%
その他	0	0.0%
人數	53	

表25 借金の理由(複数回答)



# ヤミ金被害相談9倍増

## 前年比 摘発も急増31件

県警まとめ

ヤミ金融の被害相談が今年10月末現在、昨年一年間の約八・六倍に当たる七百五十三件(上り)となりましたが、県警のまとめで分かった。摘発件数も昨年の六件(七人)から三十一件(二十一人)に増加。県内でも被害が深刻化している実態があらためて浮き彫りになつた。ヤミ金融被害相談室の宮里聰男さんは「相談業務体制の充実などで件数は増えているが、実態からいってまだまだ少ない。県警は逮捕、検挙などの取り締まりの強化と直接業者に電話するなどの対策が必要だ」と指摘してくる。

## 「実態もつと多い」 司法書士

十一日の県議会決算特別委員会で、県警の伊良波善臣生活安全部長が明かした。法外な金利件、昨年は八十九件。

十一日の県議会決算特別委員会で、県警の伊良波善臣生活安全部長が明かした。法外な金利件、昨年は八十九件。

十一日の県議会決算特別委員会で、県警の伊良波善臣生活安全部長が明かした。法外な金利件、昨年は八十九件。

十一日の県議会決算特別委員会で、県警の伊良波善臣生活安全部長が明かした。法外な金利件、昨年は八十九件。

十一日の県議会決算特別委員会で、県警の伊良波善臣生活安全部長が明かした。法外な金利件、昨年は八十九件。

十一日の県議会決算特別委員会で、県警の伊良波善臣生活安全部長が明かした。法外な金利件、昨年は八十九件。

上半期

# 県内の自殺者数 昨年上回る174人

2年連続で増加傾向

県の人口動態統計によると、1993年上半期（一～六月）の県内自殺者数が百七十四人で、昨年同期比八十一人増え、自殺者数が二年連続の増加傾向を示している。琉球大学医学部の名島幸一教授は「自殺者増の厳しい現状が続いている。行政や医療・保健関係団体も自殺防止策に取り組み始めたばかりだが、増加に歯止めがかかるよう早急な取り組みが求められている」と話した。

## 防止策取り組み急務

統計では男性自殺者が前年比十六人増の百四十一人で、金体の80%を占めた。女性は四十五人増の三十四人だった。年齢別では三十一歳代が九十九人と際立つており、働き盛りの世代の自殺は依然深刻な状況。自殺者の増加は全国的な問題で、県内でも一九九八年以降、毎年三百人以上が自殺で命を絶っている。今年上半期の自殺者数は、過去ワーストを記録した九九年の同期百七十五人（通年では三百三十二人）に並ぶ。過去最高は2000年の百八十七人（通年では三百四十七人）。

自殺防止では、県や県精神保健・医療・福祉連絡協議会は自殺防止対策、提言の取りまとめを始めた。県医師会も二十一日に「自殺をどう防ぐか」をテーマに県民公開講座を開催する。琉球大学の小原力教授は「県内で自殺が多いという事実はようやく認知されるようになつた。今後は防止策を早急に議論する時期だ。関係団体の連携や心の健康についての知識の普及

が一層求められていける」と語った。

# 論壇

# 論壇

沖縄司法書士会のわれある。調査した結果、県内は、上記した状況下、県立件数（自然人の窓口の拡充を図り、市町村や社会福祉協議会等への相談の派遣、高齢者等への講演会を実施）は、平成十六年六十六件であり、破産申請件数（の相談の派遣、高校等への講演会を実施）は、平成十六年三十九件でした。



中村 敦

## 平成十六年の多重債務問題

### 法的整理手続きで相談を

この経済的再生をはかるため、相談者の多くは生活費の発達によるもので、相談者が訪れます。また、相談者の多くは生活費の発達によるもので、相談者が訪れます。

昨年一年間の自己破産申立件数（自然人の窓口の拡充を図り、市町村や社会福祉協議会等への相談の派遣、高校等への講演会を実施）は、平成十六年六十六件であり、破産申請件数（の相談の派遣、高校等への講演会を実施）は、平成十六年三十九件でした。

これらの数値は、裁判所において法的債務整理手続きを行った件数であり、まだ法的手続を実行せず、苦しい立場にいる方が潜在的にかなりの数いるものと思われるが、この状況下で、

は、過去最多の平成十六年十三件でした。また、申立件数（自然人の窓口の拡充を図り、市町村や社会福祉協議会等への相談の派遣、高校等への講演会を実施）は、平成十六年三十九件でした。

は、過去最多の平成十六年十三件でした。また、申立件数（自然人の窓口の拡充を図り、市町村や社会福祉協議会等への相談の派遣、高校等への講演会を実施）は、平成十六年三十九件でした。

は、過去最多の平成十六年十三件でした。また、申立件数（自然人の窓口の拡充を図り、市町村や社会福祉協議会等への相談の派遣、高校等への講演会を実施）は、平成十六年三十九件でした。

は、過去最多の平成十六年十三件でした。また、申立件数（自然人の窓口の拡充を図り、市町村や社会福祉協議会等への相談の派遣、高校等への講演会を実施）は、平成十六年三十九件でした。

は、過去最多の平成十六年十三件でした。また、申立件数（自然人の窓口の拡充を図り、市町村や社会福祉協議会等への相談の派遣、高校等への講演会を実施）は、平成十六年三十九件でした。

は、過去最多の平成十六年十三件でした。また、申立件数（自然人の窓口の拡充を図り、市町村や社会福祉協議会等への相談の派遣、高校等への講演会を実施）は、平成十六年三十九件でした。

は、過去最多の平成十六年十三件でした。また、申立件数（自然人の窓口の拡充を図り、市町村や社会福祉協議会等への相談の派遣、高校等への講演会を実施）は、平成十六年三十九件でした。

は、過去最多の平成十六年十三件でした。また、申立件数（自然人の窓口の拡充を図り、市町村や社会福祉協議会等への相談の派遣、高校等への講演会を実施）は、平成十六年三十九件でした。

は、過去最多の平成十六年十三件でした。また、申立件数（自然人の窓口の拡充を図り、市町村や社会福祉協議会等への相談の派遣、高校等への講演会を実施）は、平成十六年三十九件でした。

は、過去最多の平成十六年十三件でした。

2003年上半年に多額債務のため自己破産した母子（父子）世帯は52件で、全体の約16%を占めることが、県司法書士会の調べで分かった。年間では5年前の2.5倍に達すると推計されている。生活苦で借金を重ねるケースが多く、6

月には借金苦による母娘の無理心中も起きた。関係者は「多くの母子家庭がギリギリの生活を強いられ、自分や子の病気などをきっかけに多額債務に陥ることが少なくない。経済的な支援策が必要」と訴えている。

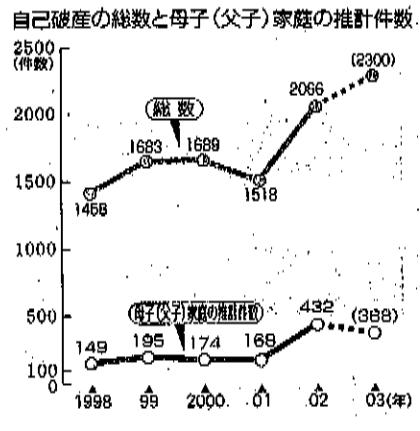
03年上半期  
県司法書士会

## 母子世帯急増、52件 低賃金・病気契機に借金重ね

2003年上半年に多額債務のため自己破産した母子（父子）世帯は52件で、全体の約16%を占めることが、県司法書士会の調べで分かった。年間では5年前の2.5倍に達すると推計されている。生活苦で借金を重ねるケースが多く、6月には借金苦による母娘の無理心中も起きた。関係者は「多くの母子家庭がギリギリの生活を強いられ、自分や子の病気などをきっかけに多額債務に陥ることが少なくない。経済的な支援策が必要」と訴えている。

2003年上半年に多額債務のため自己破産した母子（父子）世帯は52件で、全体の約16%を占めることが、県司法書士会の調べで分かった。年間では5年前の2.5倍に達すると推計されている。生活苦で借金を重ねるケースが多く、6月には借金苦による母娘の無理心中も起きた。関係者は「多くの母子家庭がギリギリの生活を強いられ、自分や子の病気などをきっかけに多額債務に陥ることが少なくない。経済的な支援策が必要」と訴えている。

## 乳幼児医療費補助など支援を



県司法書士会によると、今年の自己破産（会社関係を除く）件数は過去最多だった昨年の二千六十六件を大きく上回り、二千三百件を超える見通しだ。  
同会がまとめた上半期（一～六月）の自己破産件数は千百六十三件（昨年同期比二百七十四件増）。このペースで推移すれば、年間件数は二千三百件超になる。ただ、那覇地裁が十月末現在でまとめた件数

# 自己破産過去最多ペース

は千九百五十件となり、年間総数がさらに増える可能性もある。

同会は、自己破産件数の多さ

が県内の多額債務者問題の深刻化を表していると指摘。「消費

者金融の過剰融資や県経済の動

向、家庭問題などが複合的

で、解決に効果はない。だ

が、若年層への消費者教育充

実は必要だ」と関係機関に対応

を呼び掛けている。

一方で、自己破産件数増加は

「法的解決が優先しつつある

こと」として、「一定の段階をす

る段階もある。同会は、法的解

決方法を知りやすくしんでいる

多額債務者は、適切にまだ多

い」とみている。

## 年間2300件超える勢い

は「是正する」と強調した。  
県調査によると、母子家庭の約半数は同収入方田未満。固定給子家庭の立派手当については五年扶養手当についても五年間で削減する方針だ。  
県母子家庭福祉会連合会の鷲谷操枝さんは「影響は深刻だ。仕事がない中、自立は困難で、多額債務の被害は増える」と危惧。「乳幼児医療費助成の見直しなどの支援が重要だ」と訴えた。  
県母子家庭福祉会連合会の鷲谷操枝さんは「影響は深刻だ。仕事がない中、自立は困難で、多額債務の被害は増える」と危惧。「乳幼児医療費助成の見直しなどの支援が重要だ」と訴えた。

不況からの出口が一向に見えない経済状況の中、多重債務者の増加が大きな社会問題となつてゐる。とりわけ経済基盤の弱い本県において、問題は一層深刻に感じられる。

県内の昨年一年間の自己破産申立件数は初めて一千件を突破した。今年はさらにこれを上回る過去最高のペースで申立件数が伸びている。

また、破産とまでいかなくて支払い不能となるおそれのある債務者が行つた是正調停申立件数も昨年は初めて三千件を突破し、人口比で全国一位、実数でも全国トップクラスの件数に上った。

この数値から、昨年は県民の



上原 修

百八十人に当たる約一万三千人が借金が原因で裁判所を訪れただけでなく深刻な県内状況が浮かび上がる。

近年はやハラ金の被害も急増し、確定の数百万円の金利で貸し付け、暴力的な取り立てが横行している。送金を一切無視した闇場や身内を巻き込んだ執拗な陰湿な取り立てがより深刻な事態を招いている。

このような県内状況を最も懸念的に反映したのが、昨年一年間の自殺者の増加であろう。三百三十五人。その原因・動機として「経済・生産苦」がトップに挙げられた。

お金が返せないことを理由にどうして自家や一家離散にまで

追いつまされるのが、本当に感心で憤りを感じる。

司法書士会の調査では、多重債務者が増加した要因に、住所得・高失業率・高離婚率等からくる生活苦・ユーマールの悪化用(名義貸し・保証)など独自の県民性が指摘される。加えてそれにつけ込む金融業者の高利貸しが、過剰融資、過量な取り立て等の営業姿勢が一層拍車をかけて、今日の県内状況を生み出した。

少額で気軽に借りられる。そこに消費者金融の大きな差違がある。高金利であるじとの理解に乏しくあまく借り入れを繰り返し、勝手に多重債務に陥ってしまう。

借金問題は専門家へ相談すればほとんど解決できる。家庭内の不協和音や暴力、仕事上の問題が複合的に絡み合に、なかなか家族や他人に打ち明けられず、きのきらまで追いつまれる債務者も多い。一人で抱きすまう氣を出して相談してほしい。

早い時期に自分の借金を真っ向から向かに會う勇気も大切だと感じるので同時に、共に家庭環境、職場、教育環境などの幅広い理解も問題の解決には絶対に不可欠である。

司法書士会では、多重債務問題の解決に向けた講演会・相談会を二千日午後二時から司法書士会館(沖縄市農民研修センター)、「21世紀の森体育館(名護市)」、平良港ターミナルビル、平得公民館の五会場で開催します。お問い合わせは同会事務局、電話0980(8867) 94446。

(県司法書士会会長)

## 1人で悩まず専門家に相談を

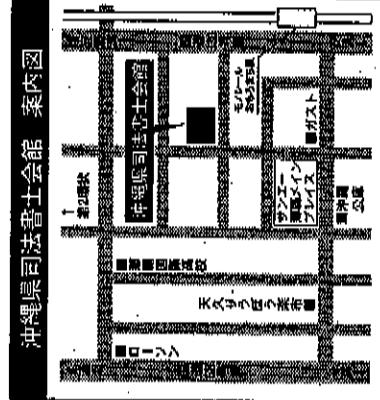
### 多重債務者の増加

# 司法書士／多重債務者問題講演会・相談会

## 演題：「借金問題の解決法」

■日時／平成15年12月20日(土) 午後2時～午後5時

■場所／◎那覇：司法書士会館 ◎宮古：平良港ターミナル  
◎中部：沖縄市農民研修センター ◎八重山：平得公民館  
◎北部：21世紀の森体育馆



早めの対策をお薦め致します  
お気軽にお来場下さい！  
主催・沖縄県司法書士会  
TEL.098-867-3526





下地明良さん

「下地明良さん、うなぎと金」。田舎士の下地明良さんによると、「高校生ための消費者講座」が十九日、県立吉田工業高等学校で行われた。高校三年生が対象。下地さんは「若者たるもの正しく知識を持って社会

## 正しい知識持つて

高校生ための消費者講座

下地さんが宮工高で講話

借金問題が後を絶たない」と指摘。「この春卒業する者たちは自分の債務に苦しんでいた人が県内でも増加しつつある」と現状を説明。「しかし大人の世界では借りをしなければならない」と述べた。

また、「魚や肉、野菜

# 痴呆状態の人を アイフル 融資の保証人に

原告訴え認め訴訟終結

痴呆状態で判断能力がなくされた大分県宇佐市融大手アイフルに西日本支店の男性（30歳）が、消費者金十万円の債務不存在確認

を求めた訴訟が大分地裁中津支部であり、アイフルが原告の訴えを全面的に認め訴訟が終結している。これが二十一年分からたことが二十一日分からた。アイフルは請求を認めた。「認諾」の手続書を取り、男性の債務不存在が確認された。

アイフル広報部は「判決を受けた。」と述べた。民事の代理人の河野聰弁護士は「ルーズな融資実態を見直す意識にならして止している。担当者の処分も検討している」と話している。訴訟について河野は「改めてお金の大問題を直面する意識にならしてほしい」と話している。

「お酒をひきこむ」と母ひ掛けた。下地さんは「近年、多忙に陥り、債務に苦しんでいた人が県内でも増加しつつある」と現状を説明。「しかし大人の世界では借りをしなければならない」と話した。

「お酒を飲む」と下地さんは「改めてお金の大問題を直面する意識にならしてほしい」と話した。

「お酒を飲んで、何があるかわからない」と下地さんは「改めてお金の大問題を直面する意識にならしてほしい」と話した。

「お酒を飲んで、何があるかわからない」と下地さんは「改めてお金の大問題を直面する意識にならしてほしい」と話した。

会士書法司法正しい知識で  
県高校生に消費者問題

沖縄県司法書士会の  
「高校生のための消費者  
講座」が十九日午後、県  
立宮古工業高校（内閣課  
題）で開催された。



多重債務についての講話に聞き入る生徒=県立宮古工業高校体育館

治校令で行われた。この「正しい知識で」と題する講話は、三年生を対象とした司法書士の下地明慶さんによるシート契約や消費者金融からの借金、多額債務にまつわる問題について現状を説明し、「現実社会で田井さん田中と田中責任が田井さん田中を学んでほしい」と母ひ下地さんは、「多重債務に陥り、手首を切った人、首を切らして死に去れなかつた人が相談に来られる例もある。これは極端な例だが、県内にはそのかな死の苦しみを持つてゐる人が数多くいる」と強調した。

平成十五年十一月十七日（水）沖縄タイムス

## ヤミ金被害防止へ行政、民間対策会議を発足

県ヤミ金融被害防止  
策会議（会長・久間将寛  
県文化環境部次長）が十一  
日、発足した。県、県  
警、弁護士会、司法書士  
会、貸金業協会、「クレ  
ジット・ナット金被害者  
支援会」など十三機関・  
団体で構成。ヤミ金の被  
害防止に取り組む。相談  
や指導、取り締まりとか  
かわる行政機関、民間団  
体が一堂に会した対策会  
議の設置は初めて。

「なす金」は、ヤミ  
金の取り立てが債務者の  
親類よろづたいの職場まで  
及んでいたことを挙げ、離  
職に追い込まれるケー  
スもあるんだ。  
県司法書士会は、リス

に加入する音楽業者は全  
体の四分の一にとどま  
り、十分な指導が難しい  
と語った。

県警生活保安課による  
出でかけた借金を悪用する  
と、二〇〇三年十一月現  
在の相談件数は九百二十  
件で、昨年同期の十一  
倍に急増。換算件数は  
三年十一月で三十四件  
(二十一人)となり、昨  
年同期の八件(七人)の  
四倍以上である。

# 法商德電

実態学びトラブル回避  
卒業前に2高校で講習会



携帯電話を使った悪徳商法の手口や防止策などを紹介した講習会

=具志川市・具志川高校

## 膨れる利息の怖さ警言告白

### 本部高

【本部】本部高校文書室一松久は二日、町内にて開業する司法書士・中間先生から講師に招かれた。三年生が対象。社会に出る前の学習の一環として、町内で活動する金融機関や金融商品についても、多くは講義を実行する。生徒たちは、多くは運送と指摘。同僚の意見などについて、熱心に書きこいて計算してみた。生徒たちは、多くは運送と指摘。同僚の意見などについて、熱心に書きこいて計算してみた。

に聞きえていた。

中間さんは社会問題化している多量債務について、「自分の収入では返せず、他の借金での返済を振り返すうちに生活が悪化していく」と話した。さらに「不景気にしても、自分だけで頑張らなければいけない」とひびきながら、「借金の返済が漸減ができる」と話した。中間さんは社会問題化している多量債務について、「自分の収入では返せず、他の借金での返済を振り返すうちに生活が悪化していく」と話した。さらに「不景気にしても、自分だけで頑張らなければいけない」とひびきながら、「借金の返済が漸減ができる」と話した。



仲間さんによる多量債務の実態に聞き入る  
本部高校の生徒たち=本部高校体育館

# 多量債務

## 携帯使用の手口を紹介

### 具志川高

【具志川】真面目に増えている携帯電話を使った

悪徳商法について学ぶ講習会が二日、具志川高校(比嘉裕校長)で開かれた。県民生活センターの相談員が具体的に対処法を教えるなどして、個人情報を詐取したり、「もうほり」と詐欺などで警戒しないで」と詐説した。

が広がっていることを説きながら、「もうほり」と詐取したり、「もうほり」と詐欺などで警戒しないで」と詐説した。

が「相手は適当にうそ

う」と見つけているだけ

だった。今回まで同校

でも携帯電話を使った

悪徳商法

で、あなた

が「取り立てをよ

う」とうそばい。

仲宗奈

さんは「取り立てをよ

う」とうそばい。

学校にも行く

ことすら」学校によくしてある

者には、音楽を貢献し

に来来た。

に来て、音楽を貢献し

に来た。

した。



携帯電話を使った悪徳商法の手口や防止策などを紹介した講習会

=具志川市・具志川高校

が広がっていることを説きながら、「もうほり」と詐取したり、「もうほり」と詐欺などで警戒しないで」と詐説した。

が「相手は適当にうそ

う」と見つけているだけ

だった。今回まで同校

でも携帯電話を使った

悪徳商法

で、あなた

が「取り立てをよ

う」とうそばい。

仲宗奈

さんは「取り立てをよ

う」とうそばい。

学校にも行く

ことすら」学校によくしてある

者には、音楽を貢献し

に来来た。

に来て、音楽を貢献し

に来た。

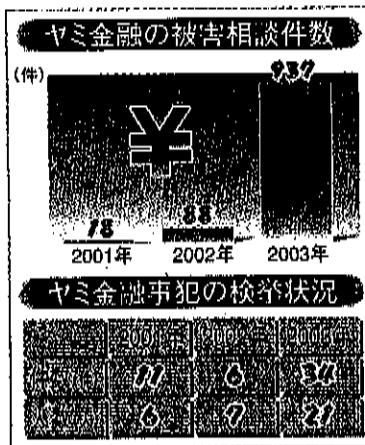
した。

平成十六年一月十四日(土) 沖縄タイムス

# 架空請求の相談急増 ネット利用料・債権回収装う

県警に1月205件

昨年一年間で県警に寄せられたヤミ金融の被害相談件数は前年の約十倍に当たる九百三十七件に上ることが十三日、県警のまとめで分かった。また検挙件数も前年の六件、七人から三十四件、二十一人に急増し過去最高となりた。県警によると、被害の傾向は、これまでヤミ金融とは手口が異なり、はがきやメールなどで架空の債権回収やインターネットのサイト利用料を請求される、詐欺まがいの事案の相談が急増している。



一方、ヤミ金融業者である。昨年九月のヤミ金融業者による法外な利息の請求、対策法(貸金業規制法)や暴力的な取り立てに出資法の改正で罰則に関する相談件数は昨年が重くなり、全国の警察が強化され、十一月以降、減少傾向に。県警は取り締まりを強化

した。今年に入り1月中の相談は、架空請求関連が二百五件で、ヤミ金融は七件だった。県警は昨年一年間で三十四件を検挙した。

県外の業者三社を含め三

件を検挙した。

ヤミ金融業者に対する対策は、県内で初めて「組織犯罪処罰法」を適用。被害者数は県外も含め一千五百一十六人、被害額は一億一千五百円以上

だった。

県警は「借入れの際は、ヤミ金融に手を出さないことが一番の対策。業者から勧説や請求があった場合でも、個人情報を教えず、毅然とした態度で対応してほしい」としている。

ヤミ金融、東京電力のない請求など悪質行為に関する問い合わせは、電話110番(電話088(061)911-0、または警察安全相談、電話090(8060)9-110。

平成16年2月29日（日）沖縄タイムス 朝刊

## 債権回収会社を名乗った詐欺が横行しています。

債権回収業者を  
名乗り  
一括入金を強要

回収業者を  
名乗り  
八金を強要

「債権代理人」の  
名前で不審な文書が  
送付された。  
迷惑を受けた。

### こんな請求にご注意を！

#### 請求書の特徴

- ・脅迫まがいの文章
- ・連絡先が携帯電話
- ・債権の内容(契約年月日、借入額、残高など)が明示されていない
- ・振込先口座が個人名

携帯電話のメールで  
30万円の借金を  
督促された。

電話のメールで  
5万円の借金を  
督促された。

アダルトサイトの  
有料情報サービス  
料金を迫られた。

違法業者からの請求には  
沖縄県民生活センター(TEL.098-863-9214)か  
警察安全相談(#9110番TEL.098-863-9110)へ

債権の回収業は  
**法務大臣の許可を受けた会社(サービサー)か弁護士しかできません。**  
それ以外の者が行うこととは違法です。

**当社は法務大臣の許可を受けた県内唯一の債権回収専門会社です。**

債務者の様々な事情に配慮した回収行為を行っています。



法務大臣許可第263号 企画リビング協会会員登録

株式会社 沖縄債権回収サービス

(略称 オーシーエス)

沖縄県那覇市西1-19-7 フェアービル2階 Tel.(098)860-4393

代表取締役社長 真栄城 徳七

取締役弁護士 与世田 兼稔

(沖縄弁護士会所属)

#### 株主

株式会社オーネス

株式会社琉球銀行

株式会社沖縄銀行

株式会社沖縄海邦銀行

コザ信用金庫

沖縄県信用保証協同組合連合会

大商火災海上保険株式会社

株式会社琉球リース

あおやま債権回収株式会社

株式会社沖縄電気

## カードの購入商品→買い取り現金融資

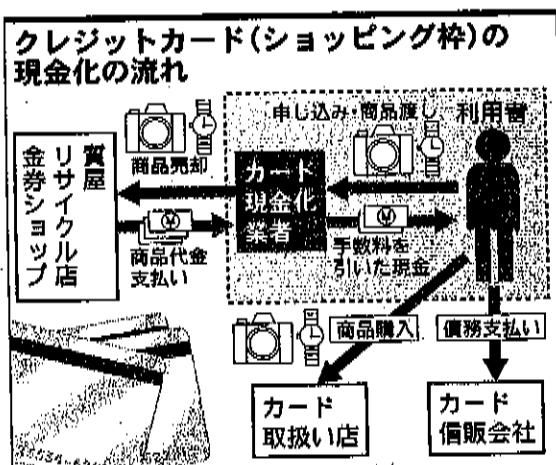
クレジットカードで購入した商品を買い取り、現金を融資する「カード現金化」業が県内で増えており、カードの適正使用を求めて沖縄クレジットカード協議会（県内四社が加盟）が「現金化は法定金利以上の高金利の貸し付けに結びつく」と問題視。多重債務者を通じて、「現金目的のカードの使用はやめてほしい」と訴えている。一方、カード現金化の業者は「リサイクル業の一環。法ども抵触してない」と反論の姿勢を見せていく。

# 年利150% 多重債務者に 迫る落とし穴

「現金化」は、利用者ものが対象。  
本人がクレジットカードで商品を購入。現金業者がリサイクル店に転売後、受け取った現金から業者が手数料を差し引き、残った額を利用者が渡す仕組みになつていい。商品は現金化業者が指定する家電製品や貴金属など、換金性が高い。回収不能といふ。があり、なか一三割ほどの業者は「法の規制はない。手数料も暴利なものではない」と反論。「基本的にサイクル業。利害関係者ではございません。法は150%以上ある。法定金利の上限29.2%を大きく上回る。商品の所持も、支払いが終わるまではカード会社がある」と警鐘を鳴らす。これに対し、県内のあ

協議会では「定額の二三割の手数料が取られただけでなく、クレジットの利害分を言えると年利は150%以上ある。法務省では、結果的に債務者が手数料を差し引いて、現金化業者に回収不能といふ。業者は「法の規制はない。手数料も暴利なものではない」と反論。「基本的にサイクル業。利害関係者ではございません。法は150%以上ある。法定金利の上限29.2%を大きく上回る。商品の所持も、支払いが終わるまではカード会社がある」と警鐘を鳴らす。これに対し、県内のあ

琉球電気司法書士は「業者は、多重債務者と分かれながら現金化を促し、債務をクレジット会社に負担させているのなら、詐欺罪に問われる可能性がある」と指摘する。一方で「カード会社にも、カード発行者として契約管理上の甘さがある」と



「借金」。大なり小なり誰もが経験したことのある感じですね。「借りたお金返すのは当然の感じ」ではありますね、「必要以上に多くのお金を貸すことはない」といふのもこれまた当然のことなのです。

現在全国で千七百万人を超えたどにわたっている消費者金融（いわゆるサラ金業者）利用者のうち五百一一百万人が返済困難に陥っている多債務者であると推定されています。沖縄県下でも低所得・高夫業率・高難度など的原因から多重債務者が増加の一途をたどり、自殺者も年々増加傾向にあります。また、身内や友人、知人の借り入れのために名義を譲り、保証人になるなどして多重債務に陥る例も多く見受けられます。

次に皆すぐさは業者数で資金業者の数です。人口約四百三十五万人の沖縄県において、大手消費者金融業者の店舗数は廿六千



太田 博一

八戸篇（平成十五年九月現在、無人契約機だけの店舗含む）があり、また沖縄県の特徴として、知事登録資金業者の数は九百二十一社（平成十四年三月三十一日現在を基に、この数は実数で全国六百一万人比では六・八九社と二位東京の五・五五社を上回り全国一位なのです）。こうした資金業者の業界などを業者間の過当競争を生み出し、その結果過剰融資を誘発し、多重債務者層の要因の一つとなつているのも事実です。

ところで消費者金融会社や商店ローン業者への借入、借入元は「支払う必要のない利息」を知らず知らずのうちに支払っているかもしれません。なぜこのような「支払う必要のない利息」が生じてしまうのか。

わが国における法律による法律

## 多重債務

# 法的解決を図るためには

として「利息制限法」や「出資送」の二つの法律が存在しています。「利息制限法」では元金が十万元未満の場合年20%以下、十万円以上百万元未満の場合年15%以下規定されています。

しかし「出資送」では元金が二〇〇円以下に規定されていますが、「利息制限法」での利息を支払う方が得であり、金融業者側からすれば「出資送」での利息を支取る方が利益が大きいわけです。

では、借り手側は金融業者が主張する「出資送」で規定されている高い利息を支払わなければなりませんか？ 答えは「不」です。「出資送」はあくまで「利息制限法」の特則であり、「資金業者の契約に関する法律」で定められていないままでは厳しく責任を負ってはいけません。一方で「利息制限法」以上の利息を請求することはできませぬ。ここまで説明をきかつけたところでは、「支払う必要のない利息」の存在をつかつた感じになります。

多重債務問題のほとんどの弁護士・司法書士の専門家へ相談すれば法的に解決できます。多重債務の法的解決方法として、特許調停、自己破産、民事再生、不當利得返還請求訴訟などの方法があるのですが、一般的には「面倒で難しいのではないか」と危われがちです。そこで十四日㈯午後二時から「真和志農協ホール」で第四回クリニック上サラ金被害をなくす沖縄各業者が開催されます。法的解決方法の詳しい情報提供、貢献交換などを目的に開催されますので、消費者金融業者への支払いやに困っている方、商店ローン業者への返済に苦が回らなくて自営業の方ぜひご参加ください。

問い合わせは、沖縄クリニック上・サラ金被害をなくす会（電話098-980-4005）。（沖縄クリニック・上・サラ金被害をなくす会・電話をなくす会幹事 司法書士）

発行／沖縄県司法書士会  
TEL／(098)867-3526  
那霸市おもろまち4-16-33  
発行日／平成17年1月20日